

枚方市規則第 27 号

枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年枚方市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 放課後児童支援員についての前項の規定の適用については、同項中「加えて得た数」とあるのは、「加えて得た数の範囲内で別に定める数」とする。

第 12 条中「同条」を「同条第 1 項及び第 3 項ただし書」に、「は、」を「は「別表第 5」と、同条第 4 項中「放課後児童支援員」とあるのは「放課後児童支援員（班長に限る。）」と、同条第 5 項中「別表第 3」とあるのは」に改める。

別表第 1 技能労務職給料表の適用を受ける者の部 1 級の款 15 号給以上 20 号給以下の項号給の欄中「15」を「11」に改める。

別表第 3 の 1 の表中

「

1 級	フルタイム保育士	19
	フルタイム看護師	34

」

を

「

1 級	フルタイム保育士	19
	フルタイム看護師	34
2 級	放課後児童支援員（サブリーダーに限る。）	22
	放課後児童支援員（統括責任者に限る。）	36

」

に改める。

別表第 5 の 1 の表行政職給料表の部 1 級の款児童福祉施設等事務サポートスタッフ、事務サポートスタッフ（別に定める者に限る。）、マイナンバー補助スタッフの項中「。）」の次に「、事務補助員（別に定める者に限る。）」を加え、同款高年齢再雇用者、戸籍等証明発行専門員、子育て応援事務員、市民室サービスセンタースタッフ、事務サポートスタッフ（別に定める者を除く。）、事務補助員、本庁舎受付案内等対応員、埋蔵文化財整理作業専門員の項中「事務補助員」の次に「（別に定める者を除く。）」を加え、同款医療保険専門員、給付サポートスタッフ、後期高齢者医療事務専門員、国保納付サポートスタッフ、マイナンバー事務スタッフの項を削り、同款親子教室母子指導員、国民健康保険医療事務専門員、国民年金相談員、肢体不自由児介助員、障害者面接相談員、特別支援教育支援員（別に定める者を除く。）、非常勤保育士（別に定める者を除

く。）、保健所難病事務専門員、野外活動センター運営専門員の項中「、国民年金相談員」及び「、野外活動センター運営専門員」を削り、同款健康管理支援員（生活支援担当）、建築物保全・建築CAD製図員、建築物保全・電気設備監理員、自動車整備士、手話通訳コーディネーター、生涯学習市民センターサポートスタッフ、生活困窮者相談支援員、生活相談員、生活保護年金調査員、精神障害者生活相談員、滞納事務専門員、登記事務専門員、枚方公園青少年センターサポートスタッフ、保健所医療相談専門員、母子・父子自立支援員、用地専門員の項中「、滞納事務専門員」を削り、同款学校看護師の項の次に次のように加える。

放課後児童支援員（班長を除く。）	44
------------------	----

別表第5の1の表行政職給料表の部1級の款配偶者暴力等相談員、ひきこもり等相談員の項中「配偶者暴力等相談員」を「人権問題相談員、配偶者暴力等相談員」に改め、同部2級の款消費生活相談員の項の前に次のように加える。

放課後児童支援員（班長に限る。）	22
------------------	----

別表第5の1の表行政職給料表の部2級の款心理相談員、スクールソーシャルワーカーの項中「スクールソーシャルワーカー」の次に「、SNS相談等支援員」を加え、同表技能労務職給料表の部1級の款学校施設管理人、就労員、本庁舎施設管理員の項中「、就労員」を削り、同表教育職給料表の部を削り、別表第5の2の表行政職給料表の部1級の款一般技術員、一般事務員、学校給食臨時衛生管理員、教務業務補助員、市税事務従事員、資料館業務等補助員、図書館司書・司書補、文化財発掘内作業員、野外活動センター勤務員、臨時整備士の項中「教務業務補助員」を「教員業務支援員」に改め、「臨時整備士」の次に「、臨時マイナンバー事務補助員」を加え、「6」を「3」に改め、同款支援教育補助員（別に定める者に限る。）、児童会室サポート員、保育補助員（別に定める者に限る。）、放課後子ども教室サポート員、幼稚園生活支援員、幼稚園保育補助員の項中「児童会室サポート員」を「児童会室等サポート員（別に定める者に限る。）」に改め、同款支援教育補助員（別に定める者を除く。）、保育補助員（別に定める者を除く。）、臨時栄養士、臨時歯科衛生士の項中「支援教育補助員（別に定める者を除く。）」の次に「、児童会室等サポート員（別に定める者を除く。）」を加え、同表技能労務職給料表の部1級の款一般現業職員、学校給食臨時調理員、学校施設臨時管理人、給食臨時調理員、調理補助員、本庁舎施設臨時管理員、臨時学校校務員の項中「20」を「17」に改める。

別表第6の2の表小中学校非常勤講師の項中「2,880円」を「2,890円」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。